平成２８年（フ）第２００４号
名古屋市港区港栄３丁目４番11号　ラテール港栄103号、従前の住所名古屋市港区港陽３丁目11番16号　グレイス築地202号
破産者　丹下　　勉
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０６９号
名古屋市守山区森孝１丁目1711番地　サカイビルＦａｃｅ一Ｍ　２Ａ号、従前の住所名古屋市守山区町北14番20号
破産者　大澄　卓爾
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０５号
名古屋市南区元鳴尾町242番地　小規模多機能介護施設ハーデンオアシスヴィラ、開始決定時の住民票上の住所名古屋市守山区白沢町321番地の９
破産者　南　　裕之
法定代理人成年後見人　森田　祥玄
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３４３号
愛知県瀬戸市汗干町75番地の２　ビレッジあせび203、従前の住所岐阜県可児市大森1501番地447
破産者　古橋　　守
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０９号
兵庫県加古川市加古川町稲屋832番地の３、申立時の住所兵庫県加古川市尾上町池田89番地の56
破産者　北條　文枝
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３４号
大分県別府市上野口町３番38号　第２藤屋ビル501号、開始決定時の住所大分県速見郡日出町大字川崎776番地10
破産者　渡邉　久美
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
大分市大字杉原854番地の27
破産者　岩本　義則
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２９年（フ）第５８号
釧路市大川町５番11号
破産者　山崎　　務
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第８６号
北海道釧路郡釧路町新開５丁目36番地　クレヴァ101号室、開始決定時の住所釧路市愛国東１丁目39番４号
破産者　水野　孝正
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第４６号
北海道標津郡標津町南６条西１丁目１番23号
破産者　神内　義輝
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第３９７号
静岡県御殿場市北久原599番地の３　テラスハウスパオＥ１、前住所静岡県御殿場市仁杉651番地の３
破産者　伊倉　常政
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３０１号
神奈川県横浜市港北区日吉３－18－４　レジーナホール401号室、破産手続開始決定時の住所奈良市藤原町364番地　藤原官舎Ｂ－304号
破産者　村上　強一
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第９号
奈良市西登美ヶ丘４丁目５番10号、破産手続開始決定時の住所奈良市帝塚山１丁目31番１号
破産者　松下　和夫
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第６４号
福岡県柳川市西蒲池445番地
破産者　藤木　孝則
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第４４号
熊本県荒尾市牛水789番地３
破産者　川後田　敦
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第５６号
鹿児島県奄美市名瀬浦上町40番地23
破産者　浜田　正彦
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部